

事務連絡
令和元年 12月4日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

令和元年度「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」
について

看護行政の推進については、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

在宅での看取りについては、「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等の取扱いについて（医政発 0912 第 1 号厚生労働省医政局通知、平成 29 年 9 月 12 日）」において、「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」を策定し、ICT を利用した死亡診断等を行うことができる条件について示しております。

本ガイドラインに示されている「法医学等に関する一定の教育」について、厚生労働省では平成 29 年度より「在宅看取りに関する研修事業」において、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」を開催してまいりました。本研修を修了した看護師は、医師の少ない地域等における在宅での穏やかな看取りの実現において活躍することが期待されています。

令和元年度においても、下記のとおり研修を開催することとなりましたのでお知らせいたしますとともに、本制度の趣旨に鑑み、貴管下保健所、関係機関等に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

【研修名】医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会

【主催（事業実施主体）】公益社団法人日本医師会

【開催日程・開催地】

◆講義・演習（2日間）◆ ※いずれの回も内容は同じ。

第1回 令和2年1月25日（土）・26日（日） 鹿児島県

第2回 令和2年2月14日（金）・15日（土） 東京都

第3回 令和2年3月20日（金）・21日（土） 大阪府

◆実地研修◆

講義・演習を修了後、1～2日程度。全国複数の大学医学部法医学教室等にて実施。

【その他】受講要件、申し込み方法等、詳細は日本医師会ホームページを参照ください。

ホームページ URL http://www.med.or.jp/people/info/doctor_info/008996.html

【照会先】厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

担当：奥田、浅田

電話：03-5253-1111（内線 4177）